

地域活動の担い手育成業務委託事業者公募要領

1 案件名称

地域活動の担い手育成業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

西区では、地域活動に興味がある人や活動の場を求めている人、活動の幅を広げた人などを対象として、農村地区での活動を視野に入れた地域活動の担い手育成事業を実施する。この事業では、参加者が講座を通して地域活動の実施に至る過程等について学びながら、自分でできる地域活動を構想し、自立して活動できるようになることを目指す。

(2) 業務内容

- ・講座の企画・運営業務
- ・広報業務
- ・参加者の集計・分析、報告書の作成業務
(別紙「仕様書」のとおり)

(3) 事業規模（契約上限額）

1,600,000 円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日から 2026 年 3 月 31 日（火）まで

(5) 履行場所

主に西区内の農村地域及び西区総務部地域協働課地域活動支援コーナー

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は西区と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

契約締結後、契約金額の 4 割（消費税を含む）を上限として受託者が業務に着手するために必要な経費として、受託者の請求に基づき前金払いをする。

検査合格後、契約金額のうち前金払いをした金額を除く、残りの契約金額を、受託者の請求に基づき一括で支払うものとする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

5 スケジュール

- | | |
|----------------|---|
| (1) 公募開始 | 2025 年 4 月 7 日（月曜） |
| (2) 質問受付締切 | 2025 年 4 月 30 日（水曜）17 時 00 分 |
| (3) 質問に対する回答 | 2025 年 5 月 14 日（水曜） |
| (4) 応募書類等の提出期限 | 2025 年 5 月 23 日（金曜）17 時 00 分 |
| (5) 選定委員会 | 2025 年 6 月 9 日（月曜）
～ 6 月 13 日（金曜）のうち 1 日 |
| (6) 選定結果通知 | 2025 年 6 月下旬 |
| (7) 契約締結・事業開始 | 2025 年 7 月（予定） |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 公募要領の交付
ア 交付開始 2025 年 4 月 7 日
イ 交付方法 下記、神戸市ホームページにて掲載
<https://www.city.kobe.lg.jp/k25836/nishikuninaiteikusei.html>
- (2) 質問の受付
ア 受付期間 2025 年 4 月 7 日から 2025 年 4 月 30 日 17 時 00 分まで
イ 提出方法 別紙「質問票」に記載し、本要領「8. その他（2）提出先、問い合わせ先まで提出すること。
ウ 回答方法 2025 年 5 月 14 日に神戸市ホームページにより回答する。
- (3) 企画提案書の提出
ア 応募申込書
イ 誓約書
ウ 企画提案書
企画提案書は A 4 版とし、企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
① 本業務に対する考え方、実施方針
② 提案のセールスポイント
③ 本業務の実施方法、手法、スケジュール
エ 過去業務実績
オ 見積書
① A 4 判。様式は任意とする。
② 見積書の作成に当たっては、経費の詳細な明細を記載することとし、その金額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載すること。
カ 受付期間 2025 年 4 月 7 日から 2025 年 5 月 23 日 17 時 00 分まで必着
キ 提出方法 E メール(PDF データにて)、郵送、持参のいずれか。本要領「8. その他（2）提出先、問い合わせ先まで提出すること。

7 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	評価基準	配点
提案内容	・仕様書の内容を的確に捉え、提案が具体性・実現性・効果性が高い内容になっているか。 ・提案内容が参加者にとって魅力的な内容となっているか。 ・行程の計画性、実施手順の妥当性はあるか。 ・農村地域で実施する地域活動を組み込んでいるか。	50 点

広報	・効果的な広報が実施できる提案内容になっているか。	10 点
実績	・地域活動について、知識・経験を有しているか。 ・過去に類似事業の実績があり、本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。	20 点
地域性	・提案者は、神戸市に本店、支店等を設けているか。	10 点
価格	・提案内容に対して見積金額が適切であるか。	10 点
合計		100 点

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、地域活動の担い手育成業務受託候補者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ プレゼンテーション（※実施する場合）
 - ① 開催日時 2025 年 6 月 9 日（月曜）～ 6 月 13 日（金曜）のうち 1 日（予定）
 - ② 場 所 西区役所
 - ③ 内 容 企画提案書等による質疑応答を含むプレゼンテーション
- エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「(1) 選定基準」の「提案内容」の合計点数により決定する。
- オ 提案者が 1 社または 1 名の場合であっても、最低基準点（60 点）以下の場合は、契約候補者として選定しない。

(3) 失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
 - イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
 - ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
 - エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、神戸市ホームページに掲載する。神戸市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

西区総務部地域協働課 担当 島田、岩城

TEL : 078-940-9501

FAX : 078-991-5546

E-Mail : west@city.kobe.lg.jp